

第8回 木曽川水系連絡導水路環境検討会

議 事 次 第

日時：平成21年6月26日（金） 13:00～16:30

場所：岐阜グランパレホテル 4階櫻・桂ホール

1. 開会

2. 主催者挨拶

3. 議事

(1) 報告事項

- | | |
|-----------------|----------|
| ①第7回環境検討会議事録 | (資料 2-1) |
| ②連絡導水路事業の状況について | (資料 2-2) |

(2) 本日の説明事項

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①第7回環境検討会における意見への対応状況 | (資料 2-2) |
| ②ワーキンググループでの検討状況について | (資料 3) |
| ③調査・検討の実施状況 | (資料 2-2) |
| ④環境レポート(案)について | (資料 4) |

(3) 今後の予定

4. 閉会

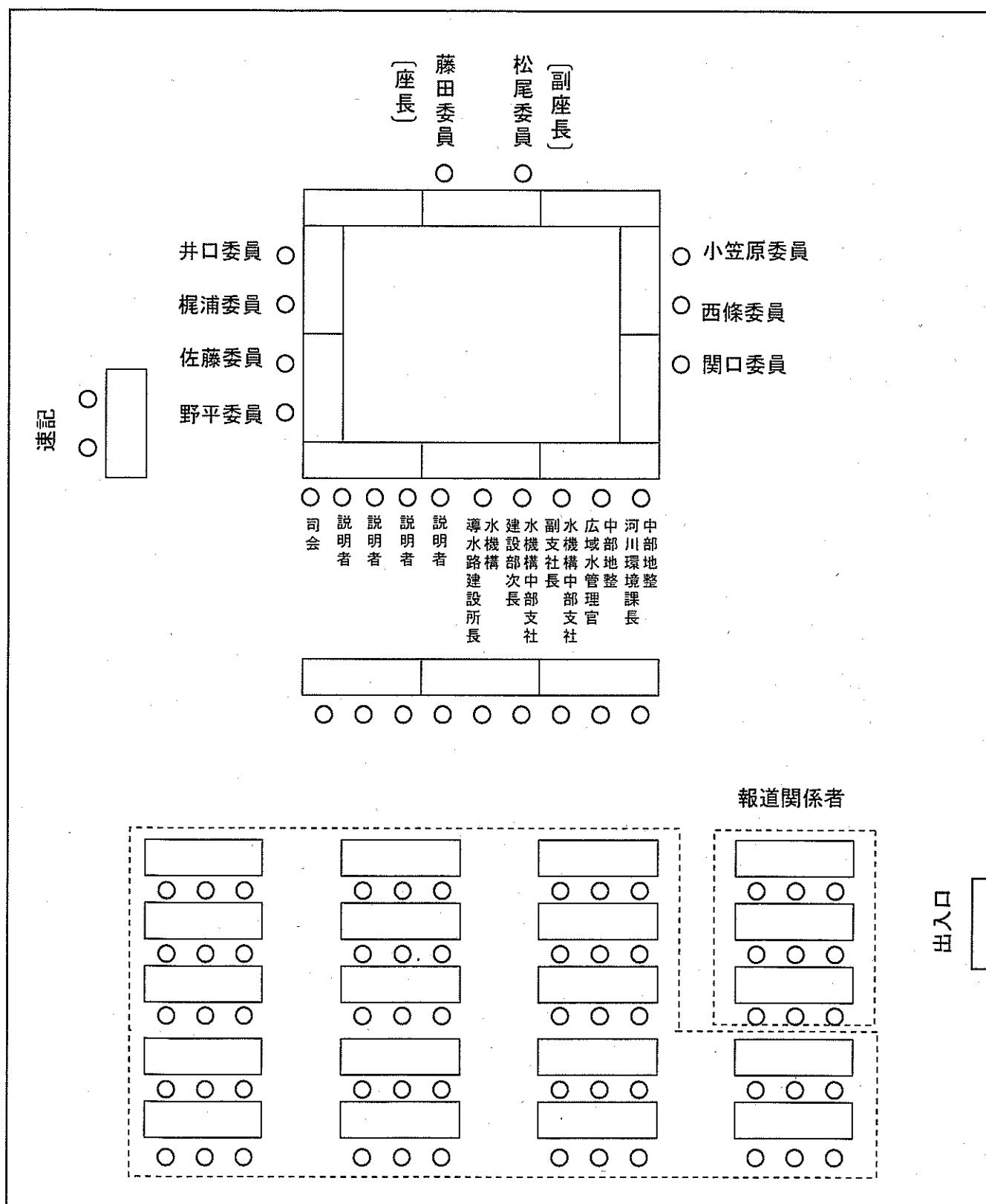
木曽川水系連絡導水路環境検討会 委員名簿

氏名	分野	所属
井口 恵一朗 いぐち けいいちろう	魚類	水産総合研究センター中央水産研究所 内水面研究部 生態系保全研究室長
小笠原 昭夫 おがさわら あきお	鳥類	名古屋学芸大学短期大学部 非常勤講師
梶浦 敬一 かじうら けいいち	両生類・は虫類・哺乳類	ぎふ哺乳動物研究会
西條 好廸 さいじょう よしみち	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
佐藤 健 さとう たけし	地質・地下水	岐阜大学工学部 教授
関口 秀夫 せきぐち ひでお	底生動物	三重大学生物資源学研究科 招へい教授
野平 照雄 のひら てるお	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
藤田 裕一郎 ふじた ゆういちろう	河川	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
松尾 直規 まつお なおき	水質	中部大学工学部 教授
森 誠一 もり せいいち	魚類	岐阜経済大学経済学部 教授

(五十音順・敬称略)

岐阜グランパレホテル4F櫻・桂ホール
平成21年6月26日(金)

第8回 木曽川水系連絡導水路環境検討会 配席図



木曽川水系連絡導水路環境検討会規約

(趣 旨)

第1条 本会は、「木曽川水系連絡導水路環境検討会」(以下「検討会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

(目 的)

第2条 検討会は、木曽川水系連絡導水路事業の実施に際し、関係地域における水環境や生物生息生育環境等に係る現況の把握、影響の予測と評価について審議し、事業の適切な実施に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 検討会は、学識経験を有する委員で構成し、委員は別表のとおりとする。
2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。
3 委員の互選によって座長を置き、座長は会務を総理するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
4 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代理する。
5 検討会は、必要に応じてワーキンググループを設置し、個別のテーマについて検討することが出来る。
6 検討会は、ワーキンググループからの検討内容について報告を受け、その内容について審議する。

(情報公開)

第4条 検討会は原則公開とし、その方法等は別途定める。

(所 掌)

第5条 検討会は、以下の事項について審議し、指導や助言を行う。なお、これ以外の事項についても、事務局からの要請があった場合には審議するものとする。
ア. 影響検討項目の選定
イ. 調査及び予測の手法の選定
ウ. 調査及び予測の結果の評価

(事 務 局)

第6条 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社及び国土交通省中部地方整備局が共同で運営することとし、検討会に関する庶務は独立行政法人水資源機構木曽川水系連絡導水路建設所が行う。

(そ の 他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年3月6日から施行する。

平成20年4月24日 一部改正（目的の変更、情報公開の追加）、

平成21年2月10日 一部改正（ワーキンググループの追加、事務局の変更）

木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について

木曽川水系連絡導水路環境検討会（以下「検討会」という。）規約第4条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について、非公開による審議が必要な場合は、検討会において非公開の決議を行う。
- ・ 非公開についての審議は、座長の判断により行うものとし、出席委員の過半数の賛成により決議されるものとする。

（資料）

- ・ 資料は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等に係る資料は委員にのみ配布する。
- ・ 公表資料は、独立行政法人水資源機構中部支社、木曽川水系連絡導水路建設所、木曽川用水総合管理所、徳山ダム管理所、及び長良川河口堰管理所、中部地方整備局情報公開室、木曽川上流河川事務所、及び木曽川下流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、閲覧は閲覧場所への設置とともに、ホームページで閲覧できるようにする。

（議事録）

- ・ 議事録は検討会終了後、全委員の確認を得た上で、次回公開する。ただし、発言者の個人名は非公表とする。
- ・ なお、検討会結果の速やかな公表のため、議事要旨を作成し、全委員の確認を得た上で、資料とともに閲覧できるように、事務局において対応する。

一般傍聴の皆様へ

木曽川水系連絡導水路環境検討会の運営について

(主旨)

木曽川水系連絡導水路環境検討会（以下「検討会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍聴)

1. 検討会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ① 委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ② 私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ③ 会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ④ 携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑤ フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の座長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑥ 会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑦ その他、議事の妨げになるようなことは遠慮願います。
4. 検討会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または座長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

検討会資料及び議事録については、独立行政法人水資源機構中部支社、木曽川水系連絡導水路建設所、木曽川用水総合管理所、徳山ダム管理所、及び長良川河口堰管理所、中部地方整備局、木曽川上流河川事務所、及び木曽川下流河川事務所で公表しますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。